

商工建設常任委員会会議録

平成30年4月26日

場 所 第5委員会室

平成30年 4 月 26 日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・硫黄山噴火に伴う商工観光関係対応状況等について
 - ・平成29年度の企業立地の状況について
 - ・「新宿みやざき館KONNE」のリニューアルオープンについて
 - ・えびの高原（硫黄山）周辺の道路規制について
 - ・国道448号（串間市大字市木）災害関連事業の採択について
 - ・屋外広告物に関する規制地域の見直しについて

出席委員（8人）

委員 長	後藤 哲朗
副委員 長	新見 昌安
委員	坂口 博美
委員	星原 透
委員	中野 一則
委員	黒木 正一
委員	満行 潤一
委員	有岡 浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	藪田 亨
調整審査課 長	奥野 厚子

商工観光労働部

商工観光労働部長	井手 義哉
商工観光労働部次長	中原 光晴
企業立地推進局長	亀澤 保彦
観光経済交流局長	酒匂 重久
部参事兼商工政策課長	小堀 和幸
経営金融支援室長	石田 渉
企業振興課長	藤山 雅彦
食品・メディカル産業推進室長	山下 栄次
雇用労働政策課長	木原 章浩
企業立地課長	温水 豊生
観光推進課長	岩本 真一
スポーツランド推進室長	丸山 裕太郎
オールみやざき営業課長	高山 智弘
工業技術センター所長	野間 純利
食品開発センター所長	柚木崎 千鶴子
県立産業技術専門校長	小田 博之

県土整備部

県土整備部長	瀬戸長 秀美
県土整備部次長 (総括)	阪本 典弘
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	蓑方 公
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	松元 義春
高速道対策局長	前内 永敏
管理課長	弓削 博嗣
用地対策課長	河野 和正
技術企画課長	大坪 正和
工事検査課長	川野 福一
道路建設課長	中村 安男
道路保全課長	廣前 秀一郎
河川課長	石井 剛
ダム対策監	杉本 一隆
砂防課長	矢野 康二

港湾課長	江藤彰泰
空港・ポート セールス対策監	横山義仁
都市計画課長	米倉昭充
美しい宮崎次期推進室長	森英彦
建築住宅課長	志賀孝守
営繕課長	宮里雄一
設備室長	横山浩二
高速道対策局次長	林謙二

事務局職員出席者

政策調査課主幹	花畑修一
議事課主査	本田雄毅

○後藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。

今申し上げた要領で、執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました延岡市選出の後藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の新見副委員長でございます。

続きまして、向かって左側ですが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

えびの市選出の中野委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選出の星原委員でございます。

同じく都城市選出の満行委員でございます。

次に、宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の花畑主幹でございます。

次に、事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○藪田労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局長の藪田でございます。

委員の皆様におかれましては、労働委員会事務局の業務につきまして、日ごろより御理解をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

と思います。

今後とも、労使紛争の解決を行う専門機関といたしまして、その機能・役割をしっかりと果たしていけるよう、職員一同取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。

まず、幹部職員の紹介をさせていただきます。

調整審査課長の奥野厚子でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の2ページをお開きください。

1の労働委員会の構成でございます。

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者から構成されます合議制の執行機関でございます。委員の数は、公益委員、労働者委員、使用者委員、それぞれ5名ずつの計15名となっております。

委員の任命方法でありますけれども、労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づきまして、また、公益委員につきましては、労働者委員と使用者委員の同意を得まして、知事が任命をすることになっております。

任期は2年となっております。現在の委員につきましては、下の名簿のとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。

2の業務概要について御説明をさせていただきます。

(1)の労働委員会の主な業務内容についてでございます。

労働委員会は、労働組合法や労働関係調整法などの法律に基づきまして、主に①から③の業

務を行っております。

まず、①の不当労働行為の審査でございますけれども、これは労働組合等から、労働組合員であることなどを理由とする使用者側の不利益取り扱いや団体交渉拒否などといった不当労働行為に対する救済申し立てがあった場合に、調査や審問を行い、救済命令などを発するものでございます。

次に、②の労使紛争解決のあっせん等でございます。

(ア)の集団的労使紛争は、労働組合と使用者との間に生じた紛争につきまして、労働委員会が両者の間に入りまして、あっせんなどの方法により解決を図るというものでございます。

次に、(イ)の個別的労使紛争は、労働者個人と使用者との間に生じた紛争につきまして、同じように労働委員会が間に入りまして、あっせんにより解決を図るというものでございます。

次に、③の労働相談でございます。

これは、労働者と使用者との間の労働条件などの労働関係に関するさまざまな相談を受け付けまして、必要な情報の提供や助言を行うものでございます。

相談の内容によりましては、先ほど説明いたしましたあっせんの制度を活用しまして、その解決に努めているところでございます。

次に、(2)の事件数等の推移でございます。

平成27年度から29年度までの3年間で、新規に申請等がありました事件数及び労働相談件数を表のほうに記載をしております。

表の一番下になりますけれども、平成29年度につきましては、不当労働行為審査事件と、それから集団的労使紛争あっせん事件がそれぞれ1件、個別的労使紛争あっせん事件が12件、ま

た、労働相談件数が308件となっております、個別的労使紛争あつせん事件や労働相談につきましては、前年度と比較しまして大きく増加しております。

最後に、4ページをお願いいたします。

3の事務局でございますけれども、労働委員会事務局は1課1担当で、9名の体制となっております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○後藤委員長 事務局長の説明が終わりましたが、質疑はありますか。

○中野委員 雇用がかなり安定というか、なかなか雇用確保が難しい。いわゆる難しいということは、労働者にとって、いい環境になったはずですよ。なのに、この個別労使紛争のあつせん事件が4倍にふえたり、労働相談もかなりふえていますよね。どういう内容なんですかね、さっき言ったことの絡みで。

○奥野調整審査課長 労働相談の内訳を見てみますと、一番多いのはいじめでありますとか、そういう関係が多いんですけれども、その中で退職に関する御相談がございます。例えば具体的に申し上げますと、その会社をやめたい、施設をやめたいと。やめたいんだけど、やめさせてくれないというふうな御相談が割合最近ふえております。これは、やはり人手不足が影響しているものではないのかなというふうに考えております。

確かに求人数は非常に多いんですけれども、一つの事務所にいる期間は短いと。例えば福祉分野でいいますと、割合早目におやめになる。そのために福祉関係の求職支援数も多いというふうな状況でございます。

○中野委員 おいおい、また後日。

○後藤委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして労働委員会事務局を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時13分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました延岡市選出の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の新見副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

次に、えびの市選出の中野委員でございます。

次に、東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選出の星原委員でございます。

同じく都城市選出の満行委員でございます。

次に、宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の花畑主幹でございます。

続きまして、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○井手商工観光労働部長 おはようございます。

商工観光労働部長の井手でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、初めに御礼と御報告をさせていただきますと思います。

あす、4月27日に実施いたします新宿みやざき館KONNEの内覧会につきまして、大変御多忙の中、後藤委員長に御出席を賜ることになっております。厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

後ほど、担当課長から御説明いたしますが、今回のリニューアルを機に、首都圏における情報発信の拠点として新宿みやざき館KONNEを積極的に活用してまいりたいと考えております。委員の皆様方の御理解と御支援を賜りますように、改めてお願い申し上げます。

続きまして、星原委員、中野一則委員を初めとする日台議員連盟の皆様におかれましては、4月21日から24日にかけて、桃園農業博覧会における本県ブースの視察を初め、台湾桃園市、また新竹県に御訪問いただきました。これまでの取り組みも含めまして、桃園市及び新竹県との交流に大変大きな御尽力をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

続きまして、御報告であります。

まず、昨年から活発化する霧島山の火山活動への対応についてでございます。

先日の硫黄山の噴火により、警戒区域が拡大され、新たに道路の通行規制が行われたことなどによりまして、観光施設の臨時休業が行われるなど、観光を初めとする地域経済への影響が生じているところであります。

まずは、地元自治体等とも十分連携を図りながら、正確な情報発信に努めて、風評被害の防止を図るとともに、事業者からの相談体制の拡

充を図ることとしております。

これにつきましても、後ほど、詳細に御説明をさせていただきたいと思っております。

また、もう一件、ラグビーのワールドカップについてでございます。

公認チームキャンプ地の内定がございました。県議会の皆様方の御支援のおかげもございまして、これまでの誘致活動が実を結び、先週、4月20日に、組織委員会から、イングランドの公認チームキャンプ地として内定を受けることができました。

さらに、来月には、ラグビー日本代表やイギリスのトライアスロンチームも本県でキャンプを予定しております。宮崎市など関係機関と連携をして、万全の受け入れ体制を整えて、スポーツランドみやざきのさらなる飛躍につなげてまいりたいと考えております。

続いて、概要説明のほうに入らせていただきますけれども、本県では、本格的な人口減少社会の到来を迎えまして、さまざまな課題が顕在化しております。中でも、産業人材の育成・確保が大きな問題であると考えておりまして、特に若者たちをいかに県内に引きとめていくか、それが非常に重要となっていると思っております。

商工観光労働部といたしましては、みやざき産業振興戦略や、みやざきグローバル戦略等に基きまして、本県経済を牽引する中核企業の育成や、フードビジネスなど成長産業のさらなる振興、県内企業の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成30年度予算で認めていただきました観光みやざき未来創造基金、これを活用いたしまして、本県がこれまで築いてまいりました強みを生かしながら、さらなる誘客等に取り組

んでまいりたいと考えております。

今後とも、職員一丸となって本県経済・産業の活性化に取り組んでまいり所存でございますので、後藤委員長を初め委員の皆様方の御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この後、座って説明をさせていただきます。

まず、幹部職員を御紹介させていただきます。

お手元の委員会資料1ページ目に幹部職員名簿がございます。あわせてごらんいただきたいと思っております。

それでは始めます。

まず、次長の中原光晴でございます。

企業立地推進局長の亀澤保彦でございます。

観光経済交流局長の酒匂重久でございます。

部参事兼商工政策課長の小堀和幸でございます。

経営金融支援室長の石田渉でございます。

企業振興課長の藤山雅彦でございます。

食品・メディカル産業推進室長の山下栄次でございます。

雇用労働政策課長の木原章浩でございます。

企業立地課長の温水豊生でございます。

観光推進課長の岩本真一でございます。

スポーツランド推進室長の丸山裕太郎でございます。

オールみやざき営業課長の高山智弘でございます。

工業技術センター所長の野間純利でございます。

食品開発センター所長の柚木崎千鶴子でございます。

県立産業技術専門校長の小田博之でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思っております。

部の執行体制でございます。

本庁は2局6課3室、出先機関が4機関の体制となっております。

昨年度からの主な改正といたしましては、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプの誘致活動、また受け入れ体制の強化を図るとともに、スポーツランドみやざきの全県化・通年化・多種目化等の推進、また、ブランド力向上のために、観光推進課に「スポーツランド推進室」を設置いたしました。

続きまして、資料3ページでございます。

平成30年度における商工観光労働部の当初予算の各課ごとの内訳でございます。

一般会計と特別会計を合わせました当部全体の予算は、表の一番下の欄の左から2番目でありましたが、491億6,824万円となっております、対前年度比で115%、64億2,699万7,000円の増となっております。

前年度からの主な変動要因といたしましては、雇用労働政策課及びオールみやざき営業課の事業終了に伴いまして、合わせて7億2,000万円の減はありますけれども、企業振興課におきまして、中小企業基盤整備機構から借り入れをしておりました、みやざき農商工連携応援ファンドの原資20億円分の償還金として20億円を計上したことによる増、また、企業立地課において、いわゆるふるさと融資を活用した立地企業への貸付金30億円を計上したことによる増、さらに、観光推進課において、先ほど申し上げました、観光みやざき未来創造基金として20億円を計上したことによる増などにより、増加をしたものであります。

続きまして、4ページをごらんいただきたい
と思います。

平成30年度の商工観光労働部の主な新規・重
点事業を、宮崎県総合計画アクションプランに
おけるプログラム別に整理をしたものでありま
す。

4ページ目から6ページ目にかけて、全
体で6つのプログラムを記載しております。

このうち、商工観光労働部が主体となって重
点的に取り組むプログラムを中心に御説明いた
します。

まず、4ページ目の1の人口問題対策プロ
グラムでございますが、上から2番目の若者にと
って魅力ある就学・就業環境の整備であります
が、高校生の県内就職率の向上を図るため、高
校生の進路選択に大きな影響力を持つ保護者
を対象とした説明会、また企業見学会を開催
するほか、企業ガイドブック等を活用しまし
て、県内企業の魅力を生徒、また保護者のほ
うにしっかりと伝えてまいりたいと考えてお
ります。

5ページの3、産業成長プログラムのうち、
一番上の本県産業や雇用を牽引する成長産業
の育成であります。地域経済を牽引する中核
企業を育成するとともに、自動車関連産業、
医療機器関連産業、フードビジネスなど成
長産業の振興を図るとともに、本県の強み
であります食分野を中心とするスポーツ・ヘル
スケア産業の創出にも取り組んでまいりたい
と考えております。

また、先ほど申し上げました、4月28日
にリニューアルオープンします新宿みやざき
館KONNEを核に、宮崎の多彩な魅力を
発信し、本県の認知度向上や、県産品の需
要・販路の拡大を図ってまいりたいと考
えております。

次に、5ページの下、地域経済循環構築
プログラムでございますが、これの地域経済
の循環

促進であります。

都市部のプロフェッショナル人材と企業
のマッチング等によりまして、県内中小企
業の成長促進を図るとともに、成長性の
高いベンチャーの発掘・育成や、若手
経営者の養成によりまして、地域経済
循環を生み出し、本県経済の活性化
を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、6ページ目でございます。

5の観光再生おもてなしプログラムで
ございます。

まず、一番上の宮崎ならではの魅力
ある観光地づくりでございますが、神話
や食といった本県が優位性を持つ観光
コンテンツにつきまして、県外での
プロモーション強化、またヨーロッパ、
アメリカ、オーストラリアを初めと
する諸外国へのPRにより、本県への
さらなる誘客を図ってまいりたいと考
えております。

その下のスポーツの聖地としてのス
ポーツランドみやざきの構築では、国
内外の代表チームの事前合宿の実現
によりまして、本県経済の活性化を
図るとともに、サイクリング等の「
するスポーツ」の取り組みを推進す
ることによりまして、さらなる誘客
を図って、観光消費額の増加につな
げてまいりたいと考えております。ス
ポーツランドみやざきを生かしたまち
づくりという観点から、取り組んで
まいりたいと思っております。

以上、施策の概要を説明させていただきました。

表紙にお戻りいただきたいと思
います。

本日は、その他報告事項といたしま
して、目次にありますとおり、平成29
年度の企業立地の状況についてなど
2件に加えまして、お手元に配付を
させていただいております資料、硫
黄山噴火に伴う商工観光関係対応
状況等について、

合計3件の報告をさせていただきたいと思いません。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○小堀商工政策課長 商工政策課でございます。

その他報告事項でございますが、まず、お手元に追加でお配りさせていただいておりますA4縦の資料、硫黄山噴火に伴う商工観光関係対応状況等についてをごらんいただきたいと思えます。

内容が複数の所属にまたがっておりますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1のこれまでの主な経緯につきましては、4月19日の15時39分ごろに、えびの高原の硫黄山で噴火が発生し、噴火警戒レベルが、これまでのレベル2から、入山規制が行われますレベル3に引き上げられたことによりまして、硫黄山からおおむね2キロメートルの範囲内で立入規制が行われております。

次に、2の周辺市町村の状況でございますが、(1)のえびの市につきましては、立入規制区域内にございます、えびの高原荘や、足湯の駅等の施設が臨時休業となっております。

なお、規制区域外のイベントにつきましては、実施される予定となっております。

(2)の小林市につきましては、生駒高原などの観光地・観光施設等は通常営業を行っているところでございまして、イベント等も実施される予定となっております。

(3)の高原町につきましても、皇子原公園などの施設は通常営業を行っております、イベント等も実施される予定となっております。

次に、3の対応状況でございますが、(1)の

観光関係につきましては、観光情報サイト「旬ナビ」におきまして、霧島山の火山活動に関する情報を提供いたしますとともに、観光推進課のフェイスブックにおいて、規制区域外の観光地の最新情報を発信することにより、イベントの開催状況などを正確にお伝えすることといたしております。

また、MIYAZAKI-Free Wi-Fiにつきましては、登録不要で接続可能な災害モードに切りかえることによりまして、多くの方々に情報が届くようにいたしております。

(2)の経営・金融関係でございますが、県や商工会等におきまして、これまでも商工業者からの相談に対応しておりましたけれども、新燃岳におきまして噴火警戒レベル3が継続されていること、降灰等により商工業者の事業活動に支障が生じていること、さらに硫黄山の噴火が発生いたしましたことから、4月20日に特別相談窓口を、商工政策課や総務商工センターのほか、商工関係団体等48カ所に設置をいたしたところでございます。

また、さらなる金融の円滑化を図りますため、中小企業信用保険法に基づきまして、噴火活動の影響を顕著に受けております5市町について、セーフティネット保証の指定を、4月24日に国へ申請し、同日付で指定を受けたところでございます。

これによりまして、指定を受けた地域の融資につきましては、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で、100%の保証を行うことができ、金融機関がリスクなしで融資を行うことが可能となっております。このことによりまして、中小企業者の円滑な資金調達を図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○温水企業立地課長 常任委員会資料の40ページをお開きいただきたいと思ひます。

企業立地課からは、平成29年度の企業立地の状況について御報告をさせていただきます。

まず、1、企業立地の目標と実績についてであります。

表にありますように、企業立地につきましては、県総合計画アクションプランにおいて、平成27年度から30年度までの4年間で、企業立地件数150件、このうち県外新規50件、最終雇用予定者数6,000人を目標として掲げております。

実績の欄をごらんいただきますと、昨年度までの3年間における企業立地件数が142件、そのうち県外新規が63件、最終雇用予定者数が5,729人となりまして、目標に対する進捗率は、それぞれ95%、126%、96%となっているところであります。

次に、2、業種ごとの立地件数・雇用者数の推移について、過去5年度分を記載してあります。

表の右下にありますとおり、平成29年度の立地件数は46件となっております、過去最高の件数でありました昨年度よりは少々減少したものの、おおむね同水準で推移をいたしております。

なお、昨年度の立地企業の一覧表は、次の41ページから42ページに添付いたしておりますので、後ほど御参照いただければと思ひます。

続いて、3の29年度の企業立地の特徴であります。

まず、(1)の製造業につきましては、①に記載のとおり、立地件数は20件で、全体の43.5%と最も多い業種となっており、このうちフードビジネス関連は7件と、引き続き堅調な立地が進んでいるところであります。

また、②にありますとおり、立地地域は、都城市が5件、宮崎市が3件であったのを初め、延岡市、三股町、高鍋町が各2件など、11地域に及んでおります。

さらに、③にありますように、昨年度は、大規模案件といたしまして、我が国を代表します電気機器メーカーであるキヤノンが、高鍋町の南九州大学キャンパスにデジタルカメラの新工場建設を決定したところであります。

新工場は、九州における生産拠点として、量産に特化した工場に成長させていく方針とお聞きしております、約230億円の投資と500名の新規雇用が予定されるなど、今後の波及効果が期待をされるところであります。

続いて、(2)の情報サービス産業であります、①にありますように、立地件数は18件と、前年度に続き堅調に推移をいたしております。

特に、県外からの新規立地では、全体20件中、情報サービス産業が16件と、80%を占めてあります。

また、②にありますとおり、昨年度の立地地域は、宮崎市が9件であります、都城市に3件、日南市に2件と、昨年度に引き続き好調なほか、西都市に2件、そして高鍋町に1件、初めて情報サービス産業の立地が決まるなど、立地地域は拡大傾向となっております。

最後に、(3)の流通関連業であります、過去5年間で最高の7件の立地となっております。このうち6件が増設でありまして、また、都城市への立地が4件となっているところであります。

今後とも、企業立地の推進によりまして、魅力ある多様な雇用の場を創出し、宮崎で働きたいという若者や、UIJターン希望者の県内就職の促進につなげられるよう取り組んでまいり

たいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○高山オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。

新宿みやざき館KONNEのリニューアルオープンについて、報告させていただきます。

委員会資料の43ページをごらんください。

まず、初めに1の施設の概要でございます。

(1)から(4)にありますとおり、新宿みやざき館KONNEは、新宿サザンテラス内に平成10年3月から設置されております。

今回のリニューアルの経緯につきましては、(参考)にございますとおり、昨年度の基本構想策定、基本・実施設計を経て、ことし1月からの改修工事が完了し、明後日、4月28日にリニューアルオープンいたします。

なお、整備事業費は、節減に努めました結果、約2億8,500万円の見込みとなっております。

次に、2の施設の主な機能でございます。

(1)の県産品展示・販売機能としまして、1階物販コーナーにおいて、従来からの県産品の販売に加えまして、テストマーケティングの実施、市町村や団体などによる催事・イベントが可能なスペースを設けるほか、スムージーやソフトクリームを販売するテイクアウトコーナーを新設いたします。

続きまして、(2)の飲食提供機能としまして、2階の飲食店「くわんね」では、宮崎ならではの食材を用いたメニューを提供することで、宮崎の食の魅力を実感いただくとともに、1階と連動したPRイベントや食材フェアなどを開催することとしております。

また、(3)の情報発信機能としまして、1階の観光情報コーナーに相談員を設置しまして、来館者の観光相談に対応するほか、大型のデジ

タルサイネージで県や市町村のPR動画などを放映することで、幅広く本県の魅力を発信することとしております。

最後に、3のオープニングイベント等がございます。

昨日でございますが、25日にメディア向け内覧会を実施しました。宮崎出身のお笑い芸人「とろサーモン」と知事とのトークショーなどを行いまして、在京及び県内のメディアに対してPRを図ったところでございます。

あす、27日が関係者をお招きしての招待者内覧会でございます。県議会からは蓬原議長と後藤委員長に御出席いただくこととなっております。

明後日、28日のオープニングセレモニーでは、議長も参加していただいていたのテープカットを行います。

また、記念品配付やマンゴーフェア、みやざき犬のダンスショーなどのイベントにより、集客を図りたいと考えております。

今後、市町村や関係団体とも連携しながら、新たなKONNEを最大限活用し、首都圏での情報発信や県産品の販路拡大を一層進めてまいりたいと考えております。

なお、お手元に、新宿KONNEの詳細な概要資料をお配りしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○中野委員 その硫黄山の噴火の対応の件ですが、非常に時宜を得たというか、すぐにいろいろ対応してもらっているんですが、現実には、えびの高原には全く立ち入りできなくて、あそこで営業はできないわけですね。けさの宮日を

見たら、長引くような、10年云々と書いてありましたから、これは本当に大変な死活問題になるなど思っているんですよ。その影響が下まで来ているんだと思うんです。そこでひとつ地元とも連携をとってですよ、考えられる全てのことを施していただきたいとお願いをまずしておきます。これはお願いです。

書いた以上の何か対策があれば教えてください。

○小堀商工政策課長 今、中野委員からございましたところでございますが、硫黄山のほうで新たな噴気孔が発生するなど、現在も活発な活動が続いております。結果として、今、委員がおっしゃったような形で、えびの高原のほうに足を踏み入れることができない状況となっております。

私ども商工観光労働部といたしましても、危機管理部局並びに農政水産部局ですとか、関係部局のほうと一体となりまして情報収集を行い、地元の方々、えびの市を初めとする地元市町、それから関係者の方々とは十分意見交換、情報収集を行いまして、必要な対策について取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中野委員 それから、この硫黄山という説明で、最初、宮日もそうだったんですが、今は変更があるんですが、いつも頭に「えびの高原の硫黄山」と書いてあるんですよね。だから、えびの高原、あるいは、えびの市とか、「えびの」を冠した地名のところは、風評被害も含めて、迷惑をこうむると思うんですよね。だから、ストレートに霧島連山硫黄山とかですよ。何でえびの高原を。大手メディアはほとんどそんな書き方をしておりますがね。

必ずえびの高原の硫黄山とか、あそこもえびの高原の一角かどうかは知りませんが、全てが

そうなりますからね。ちゃんと固有の山の名前があるわけだから、固有の山だけでいいと思うんですよね。これが阿蘇や雲仙と間違えるからと、霧島連山ぐらいいは書いてもですよ。非常に困った問題だなど、こう思っているんですよ。きょうはメディアの人も来ているから、注意をして書いてもらいたいと思いますね。

○小堀商工政策課長 正式な名称としましては、霧島山の新燃岳、霧島山の硫黄山ということになりますので、そちらについては、今後、情報発信等を行う際、なるべく関係部局のほうと十分調整した上で、しっかり取り組みたいと思います。

○中野委員 県の資料もしょっぱなにそう書いていますからね。新聞もずっと見てきたんですが、いまだにそういう書き方をしているところもありますし、まさか商工観光労働部のしょっぱなにこういう書き方をされるとは思いもしませんでしたから、よろしく願いしておきます。対策のほうをまずはお願いしておきます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 KONNEのことで、実はこの前、星原委員と4名で、早速見学に行って、いろいろ説明を聞いて、一言で言って、すばらしいなと思いましたが、限られた予算の範囲内でいろいろ対策をされたと思うんです。きょうは前任者の丸山室長も来ていらっしゃるんですが、今は管轄外とはいえ、もう少しこうすればよかったとか、これはというのがあれば。もうこれで100%満足なのか、担当者の意見としてお聞きしたいと思います。

○丸山スポーツランド推進室長 前任の業務ということで御質問でございますけれども、まさに新宿みやざき館KONNEのリニューアルというのは20年ぶりの大事業でございます、本

当に新宿で20年間、KONNEスタッフ一同、みんな頑張ってきたわけなんですけれども、東京オリンピック・パラリンピックに向けて新たな情報発信をしていこうという県全体の皆さんの決意のもと、取り組んできたわけでございます。

今、御質問にありました、何か残したことはないとか、いろいろ思いはということかと思えますけれども、私としましては、現場におりましてスタッフの皆さんと精いっぱい考えながら取り組んできたところございまして、これからそれをさらに生かせるように、市町村、それからデジタルサイネージとか、いろいろ新しい取り組みがスタートいたしますので、その辺を今後どうつくっていくかというところが、これからの一番の大事なポイントになってくるのかなと受けとめているところでございます。

○中野委員 さっき、部長が宮崎県総合計画のアクションプランということで説明されましたが、そのしょっぱなが人口問題対策プログラムですよ。いわゆる人口がどんどん減っているということで、こういうアクションプランができているんですが、そのまとめとして、移住・定住人口、交流人口の拡大による地域活力の維持・増進とあるんですが、それと絡んで企業誘致ですよ、そこそこのいい数字だと思うんですよ。なのに、人口がなぜ減っていくかということをお尋ねしておきたいと思います。

○温水企業立地課長 人口減少の問題については、全国的な大きな問題となっているわけですが、委員がおっしゃいましたように、企業立地で最近好調が続いているわけなんですけれども、例えば平成29年度の実績で最終雇用予定者数は2,020名となっております。

働く場はできて、これは基本的に企業さん、

5年間での計画の積み上げでありますので、すぐ2,000名の雇用ができたというわけではないんですが、実際そういった背景の中で、若者の県外流出というのは、やはりなかなか十分な歯どめがかかっていないということで。結局、働く場はできているんですけども、出ていかれる若者、そして出ていかれた方々で、県に魅力的な企業が立地したということで帰ってこられる方も一部いらっしゃいますが、実際に雇用の状況からしまして、そういった立地した企業に全ての県民の方々が就業されているという状況ではないということになります。

○中野委員 人口問題については、全県的にひとつ取り組んでいただきたいなど、こう思っております。

それから、もう一点、もとに戻りますが、25ページを見てください。今、気づきました。この硫黄山の半径2キロですよ。25ページのこの図ですよ。ないの、みんなには。「県土整備部」と呼ぶ者あり）県土整備部だった。いやいや、半径のとり方がですよ、2キロじゃないもんな、これは。こういうことじゃ、だめですね。これは1キロを200メートル延ばしただけのことやから。県土整備部に聞きます。

○坂口委員 ちょっと今の関連、一つはやっぱり人口減少になってきて、企業立地をやって、そこで雇用が生まれたほどは減少に歯どめをかけている。だからこそ、それ以上に減るのをとめたという効果を一つ言われているんじゃないかなと思うのと、なぜ企業が最近出てき出したかということ、やっぱりもう水源地に行かないと蛇口から水が出なくなったということですね、人不足で、だから来ているんだということ。これはやっぱり表裏相対立する条件がガラス細工みたいなものですね。

だから、よほど慎重にかかっていかないと、もし状況が変わったり、あるいは消費が減少していったりすると、ぱっと、水源地に来ていた人たちは、やっぱり蛇口をひねれば出るところが便利がいいよなということになるから、今後、少し深く中身を検証、研究して行って、将来戦略を立てる必要があるかなと思うんですが。

○温水企業立地課長 坂口議員がおっしゃるように、なかなか難しい問題だという認識は持っております。背景にありますのは人口減少問題。これで、どうしても日本国内の全体の人口が減っていますので、その中で結局、人の取り合いというのが都市部と地方とで行われている現状にあるわけです。その中で、我々が企業立地をこれまでどおり進めてきて、そして大きな企業も立地がありました。当然その一部の方々は転職をされるといったような実態も聞こえてきております。

ただ、人口減少問題で一つは、直近でいろいろと進めております高卒者等の県外流出をいかに食い止めるかということで、一定の成果が少しは出てきているかなと思います。

もう一つは、やはり県外に出ておられる方々で、仕事があればUターンをしたいなと思っ

ている方々が、潜在的には相当いらっしゃるだろうというふうに我々は認識しております。だから人口減少問題を食い止めるためには、一つは出ていく人たちを減らす、そして、もう一つは出ていっている県内出身者の方々を中心に帰ってきていただくと、そういう政策を打っていくことが非常に重要になろうかと思っ

ています。点に限って言わせていただきますと、やはり魅力的な、要するに若者にとって働きたいと思えるような企業をふやしていくということは、なかなかストップはかけられないのかなど。その一方で、例えば転職等でなかなか人がとれなくなってしまう、そういう企業さん方の対策というのをやはり考えていかないといけないと。非常に慎重な議論を十分やっていく必要があるというふうに認識をしているところであります。

○坂口委員 それを今言うのも、先ほど、労働委員会事務局の説明を受けたんですけど、労働委員会事務局での相談件数というのが急激にふえてきているんですね。その中身が、もうやめさせてくれと、いや、やめるなという、そういった事案に関しての、あっせんというか、調整ですかね。それが急激にふえたということは、本当に、さっき言ったように、ガラス細工が壊れる直前まで来ていると思うんですね。ようやくそこでつなげるために、なぜやめたいと言うのかというところをしっかりと把握して、雇用者側がそこに対応しないと、そこはもう壊れていくことになっていく。

人がいない中でいろんな座布団をこさえてからやっているわけですから。だから企業としてもそこに行かなきゃ人が採れないということで、本気でそこに行きたいじゃないと思うんですよ。やっぱりインフラが整ったところで、そのインフラが最後まで残りそうな基盤がしっかりしたところでやりたいのが本音だけれど、さっき言ったように、蛇口ひねっても水が出なくなったということがあるので。だから、言うように、よほどこれはやっていかないと、壊れるときはやっぱり新たに仕方なく出ていったところを最初に壊しますよ。そして、歴史を持っているところを守ろうとしますよね。本丸を守ろうとす

るもんで、出城は、もうしょうがないところは明け渡そうということになる。

その時代が、このまま人口減少が続けば来るんだということをしっかり認識しておかないと、座布団はどこも一緒、競争でつくって同じ座布団になり、座布団の座り心地がまた悪くなり、よくしていくという、そういう時代に入ってきていると。そこで、いかに体力を宮崎が持っているかということも検討しながらですよ。難しいことですが、そういうイメージを持っているものですから、ぜひこのことについては中身を検討していただきたいなという気がしますね。

○井手商工観光労働部長 坂口委員がおっしゃる課題については、私も一番の本県の課題と思っています。おっしゃるとおり、企業立地に関して言うと、現在、好調を続けております。過去もバブル期に県外企業だけで1年間で31件という記録をしたことがありまして、このときもやはり人手不足によって地方に企業が立地をしていくということがございました。ただし、その後のバブル崩壊によりまして、実際に立地が進まなかった工場や、いわゆる撤退をしていったところもございます。

今回の好調の企業立地に関していいますと、日本国全体の人口減少に伴う人手不足感を解消しようとするものでありまして、そのバブルのときほど一気に壊れることはないのかと思っておりますが、例えば外国人材の導入等によりまして、状況はまた変わるかもしれないというふうにも思っております。

そういうことに対しまして、本県の優位性というのは、若干1万人を切っているところではございますけれども、多くの高校生が輩出される状況にまだありまして、うち半分近くは県外

に出ていってしまっていると。この高校生たちをきちんとそういう工場、県内の企業に就職させることができれば、いましばらくは企業人材については、まだまだ確保できる場所があるのではないかと。また、先ほど企業立地課長が申しあげましたように、U I Jターンということで、就職後3年以内の離職率が高い状況がございますので、そのところを踏まえながらU I Jターンはしっかりと取り組むべきところだろうと思っています。

なおかつ重要なことは、ミスマッチということで先ほどお話がありましたように、勤めてみたけれども、この企業は自分に合わない、もしくは、当初考えていたよりも待遇条件が違うというような状況がございますので、この辺のミスマッチをきちんと防ぐために、インターンシップなり企業情報の徹底した開示、また働き方改革の推進等によりまして離職を少なくしていくと。県内の人材の優位性を高めて育成をして、確保していく、これが最終的には本県の人口減少の対策につながっていくものだというふうに考えております。

商工観光労働部としても、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、御指導・御支援をお願いしたいと思います。

○坂口委員 長くなりますから最後にしますけれど。バブル崩壊のときは、そういったバブルそのものが崩れていって、どうしようもなくなつたと。今回は、いろんな意味で規制がどんどん、労働力も平気で入ってくるようになりますよね。そうすると、開発途上国の生産性とか技術力が格段に上がっていきますよね。そうなったときに、今度は違った形でのバブルと同じ効果をもたらす状況が出てきたりし出すということと、U I Jターンはたくさん出ていった人たちの世

代が限られています。だから、長くは続かない、都会に行った人たちがだんだん帰る。また、長く続けさせるようでは、地元定着の政策が失敗しているということの裏返しになるから、そこらを全体的に含めて、ちょっと違う視点から見たいなということですね。これは最後にして、答弁も要りません。

○星原委員 今、人口減少と企業誘致の話が出ているんですが。皆さん方が、今、親にいろいろな企業を紹介したり、子供たちが訪問したりとやられているところはいいと思うんですけども。毎年ここを見ると、5,000人とか6,000人ぐらいの求人があったように報告があるし、企業誘致したと、こうなっているんですが、今、地元では人手不足なんです。どの産業も、以前は我々に就職先を相談していたんですが、今は企業側から「だれかいませんか」と言われる状況なんですよね。

ですから、そういうことを想定したときに、今の高校生、中学生あたりが将来どういう職業につきたいか、希望を持っているのか、その辺あたりも把握しとかないと、ただ誘致しました、サービス業であれ、何であれ、いろんな形の誘致してきましたと言っているけれど、中で人の奪い合いをして。要するに中小企業の場合、技術を要する企業の場合だと、5年、10年、使って技術が上がってきたところで、高い給料で抜かれてしまうわけですよ。

そうすると、今度、地場の企業で今まで長くやってきたところが逆に苦しくなって、倒産の憂き目に遭うんじゃないかな。そういうこともあるもんですから、こうやって数字を並べるときに、要するに県外からIターン、Uターン、Jターンで帰ってきた人たちがどれぐらいいて、中の奪い合いがどれぐらい、そういうのをちゃ

んと皆さん方が把握されているのかなと、逆に言えば。

だから、働き場所がないからじゃなくて、今ある企業の中で何とか残せる方法とか、いろんなことも考えとかないと、多分、全国的に人手不足、人口減少ですから、企業としては人を集めるのにいろんなところが躍起になりますよね。そういうことの調査をしたりしてやっていかないと、結局は企業が来ても中での奪い合いになる、そういう可能性が非常に今高くなってきている。だから、部長のほうからあったように、これからはやっぱり海外からのそういう人手を誘致してくるといえるか、連れてくるような、そういうことも必要になってくるかもしれませんし。

だからまず、地元の企業で足りない人たち、自分のところはこれぐらい人が足りないんだというのを調査したり、そういう企業を今度は紹介したりする、いろんなことも一方でやっておかないといけないんじゃないかな。これから5年先、10年先の時代を想定したときには、そういうことがやっぱり出てくるので、今の中学生ぐらいがどういう職業に希望を持っているのかとか、そういうのに値する企業誘致をしてきたとか、あるいは誘致企業にも最低何人ぐらいは宮崎に来てくださいと、上のほうだけが何人か来るだけじゃなくて、やっぱり3分の1とか半分とかはね、地元に来て、ちゃんとやってほしい、そういう企業を探していくとか、何か今までと違ういろんなことをやっていかないと、企業誘致だけが進んだように見えて、これだけと言うけれど、じゃあ、人口は現実に減っているわけで、そういうことを一方で捉えながらやってほしいなと。もう少しいろんな角度から検討してやらないと、これから厳しいのかなと思

ますので、ぜひその辺の対応をお願いしたいと思えます。

○亀澤企業立地推進局長 いろいろ大事な御指摘をありがとうございます。それで、うちのほうとしても、小中学生には——私は以前、教育委員会におりましたけれど、キャリア教育ということでいろいろやっているんですけど、今はチャンスで、要するに大企業、日機装であり、キヤノンであり、小林あたりの企業とか、流通企業、それとIT企業ということで、多様な業種が来ていますので、まずはそれをPRできるような場をやっばり小中学生にもちゃんとつくってもらいたいようなリンクをしていきたいというふうに思っています。

それと、あとデータ的な話でいきますと、今ちょうど教育委員会のほうと連携しまして、ほぼ7割の子供たちが大学に進学しているわけで、その子供たちが後どうなったかという状況を。教育委員会のほうが親を通じて、どういう就職口になっているかとか、そういう状況を調べようということで、3年前ぐらいから取り組んでおるところでございまして。今ちょうど大学3年生がその一番最初の子たちになりますので、今度からそういう情報がですね、ちょうど就職の時期に入ってきますので、まずは情報の共有と、どんな情勢になっているかというのを、直接とれないもんですから、親を通じたアンケートみたいな形がとれるんじゃないかなというふうに期待しておりまして、そういった形で全体、UIJターンの子たちの情報を仕入れていきたいと考えております。それをうちの企業立地にも生かしていきたいと考えております。

○星原委員 ぜひよろしくお願ひします。

○木原雇用労働政策課長 星原委員のおっしゃられたことに対しましてでございますけれども、

今どうしても少子高齢化でありますし、県内全体の人口が減っていると。さらに高齢化が進んでいると、そういう状況でございますけれども、実は、高校生の就職状況を見てみますと、県全体としては五十数%と、それでも全国平均からいくと、下から2番目ぐらいということで、大変低いんです。中身を見ていきますと、実は工業系の高校に関しては三十数%、ところが福祉とか、そういうものになると、結構高い数字を出しております。つまり、本県の場合はどうしても製造業の関係がないということで、県外に出ていく方が多いんじゃないのかなと思っておりますので、そういう点では、誘致企業が非常に製造業の部分に特化をしてというか、特化じゃないんですけれども、結果として来ているということは、それはそれとして少し人口減少に、今すぐではありませんけれども、将来的には効いてくるんじゃないのかなと、そういうふうに思っております。

それから、どうしても2025年問題となった場合には、親が宮崎にいて、一方で、宮崎には子供さんがだれもない親とか、あるいは、いても1人ぐらいしか子供さんがいないと、そうなりますと、どうしても都会で働いている方が、進んでのUIJというよりも、介護やそういうことが気になるので帰りたいなど。そういう中で、手に職があつて宮崎に帰ってくるという方にとっては、なかなか、それを生かせる場がなかったわけでございますので、そういう点では、私どもが今回いろんなところでふるさと就職説明会とかやっていますけれども、製造業に関するものについても、昔と比べると非常に多くなっておりますので、そういう点も生かしながらですね。

ただ、先ほどからおっしゃられますように、

地場の企業との関係もきちんとやっていかないといけないと思いますので、そういうのを見ながら取り組んでいきたいなど、そういうふうに思っております。

○中野委員 いわゆる地場産業も含めて、こういう企業の人たちの経営指導とかをする事業は何かあるんですかね。今、経営環境が本当に大きく変わっているときだと思えますよ。だから、さっき言ったように、労働云々がもう4倍にふえていますからね、相談案件が。物すごく雇用が改革されていけばいくほど、経営者とそこで働く人とのトラブルというか、考え方が遊離していくんだと思えますよね。最低賃金は毎年20円そこそこ、ずっと上がってきてですよ、今の最低賃金は、宮崎でも737円でしたかね。そうすると、東京あたりの1年間の上げ幅はまだ大きいんですからね。そういう中で雇用を確保するということですので、今この737円になっても、一部経営者の中には、もうこんなに上がってはとてもじゃないというような言い方をする人もおられますよ。

しかし、現在の経営環境というのは大きく変わっているわけだから、そのあたりのことをトータル的に指導する、企業をですよ。特に地場産業等の企業を指導する、何かそういうのがあるのかなど。なければ、そういうのも織り込んで経営指導みたいなことをしてほしいなと思えますよね。

○藤山企業振興課長 私どもの所管であります宮崎県産業振興機構にあります総合相談窓口とか、よろず支援拠点事業の相談窓口とか、いろいろと相談窓口は設置しておりますので、そういう技術指導も含めまして、相談窓口では応じております。そこでまずは相談していただいて、いろいろなことに対応していきたいと思っております。

ります。

○井手商工観光労働部長 いろいろ御意見をいただいておりますところでございますが、委員の皆様方がおっしゃるとおり、全体としての人手不足ということで、29年度の調査でございますけれども、抽出ではございますが、県内企業に調査をかけましたところ、かなり人手不足と、やや人手不足で、7割の企業がそういう回答をしてきた経緯がございます。倒産までには至らなくても、後継者、人材不足、人手不足による廃業というような状況も起こっているのではないかとこのように執行部としても考えておまして、全庁的に取り組んでいくということで、総合政策部が旗振りをして、産業人材育成確保のための取り組み指針を昨年取りまとめております。これに基づきまして、産学官金労言、全部入った形のプラットフォームで人材の育成・確保をしていこうと。その下で、実務者レベルで、各企業さんの採用担当等の話も聞きながら、実際の採用に向けての取り組みを議論しているところでございます。

その一番の眼目としましては、県内の初任給を少しでも上げられないかというお話を今始めているところでございまして、中野委員がおっしゃるとおり、企業によりまして、それぞれ体力がございますし、事情もございますので、一概に全部上がっていくというわけにはいかないでしょうけれども、人手を確保するために、どこまで負担をするのか、また、初任給を上げることによって生涯賃金をどういうふうに調整するのかというような議論を今始めているところです。全庁挙げて、そこに向けては取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○後藤委員長 よろしいですね。

それでは、以上をもちまして商工観光労働部
を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時11分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名
が商工建設常任委員会委員に選任されたところ
でございます。

私は、このたび委員長を務めさせていただきます
延岡市選出の後藤でございます。どうぞよろ
しくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の新見副委員長で
ございます。

続きまして、向かって左側ですが、児湯郡選
出の坂口委員でございます。

えびの市選出の中野委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選
出の星原委員でございます。

同じく都城市選出の満行委員でございます。

次に、宮崎市選出の有岡委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の花畑主幹でございます。

続きまして、県土整備部長の御挨拶、幹部職
員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願い
いたします。

○瀬戸長県土整備部長 県土整備部長の瀬戸長
でございます。よろしくお願いいたします。

私どもが所管しております業務は、安全で安

心な生活を確保するため、防災力の強化や減災
対策を行うとともに、東九州の新時代を見据え
た、社会資本の整備を初めとする県勢発展の基
盤となる県土づくりを進めていくことでありま
す。

職員一丸となりまして、県土整備行政の推進
に取り組んでまいりますので、委員の皆様方
におかれましては、御指導、御支援のほどよろ
しくお願いいたします。

説明の前に、お礼と御報告を申し上げます。

着席させていただきます。

初めに、お礼でございます。

九州中央自動車道五ヶ瀬高千穂間の新規事業
化と、延岡市南部の住宅地の安全確保に資する
高速道路の新たな料金が、先月30日に公表され
ました。

これまで、高速道路の整備促進や住宅地の安
全確保に御尽力いただきました県議会の皆様に、
心から感謝申し上げます。

今後とも、県内高速道路ネットワークの一日
も早い完成を目指し、全力で取り組んでまい
りますので、引き続き、県議会の皆様の御支援、
御協力をお願い申し上げます。

続きまして、御報告を3点申し上げます。

1点目は、硫黄山についてでございます。

現在のところ、今回の噴火に伴う土木施設関
係の被害報告はございませんが、えびの高原、
硫黄山周辺の噴火警戒レベルが2から3に引き
上げられたため、県道小林えびの高原牧園線の
通行どめ区間を延伸しましたほか、県道えびの
高原小田線を通行どめといたしました。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説
明させていただきますが、今後とも、関係部局
や関係市町、関係機関と連携し、対応に努めて
まいります。

2点目及び3点目は、県管理道路の災害に伴う交通規制に関してでございます。

まず、国道219号についてですが、本年の3月3日に、西米良村村所におきまして、大規模な斜面崩壊が発生したため、全面通行どめとしておりましたが、4月17日に応急の対策工事が完了しましたので、片側交互通行といたしました。

また、国道265号につきましては、椎葉村下福良におきまして、今月19日から斜面崩壊により、全面通行どめとしておりましたところ、24日に防護柵の設置等が完了いたしました。

斜面上部に不安定な土砂がまだ残っているため、安全面を考え、午前5時から*午前8時までの間の片側交互通行といたしました。

引き続き、両路線とも、一日も早い全面復旧に向けて、全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、委員会資料によりまして御説明いたします。

最初に、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の1ページをごらんください。

時間の関係もございますので、課長級以上の職員について紹介いたします。

まず、総括次長の阪本でございます。

道路・河川・港湾担当次長の蓑方でございます。

都市計画・建築担当次長の松元でございます。

高速道対策局長の前内でございます。

管理課長の弓削でございます。

用地対策課長の河野でございます。

技術企画課長の大坪でございます。

工事検査課長の川野でございます。

道路建設課長の中村でございます。

道路保全課長の廣前でございます。

次に、2ページをごらんください。

河川課長の石井でございます。

ダム対策監の杉本でございます。

砂防課長の矢野でございます。

港湾課長の江藤でございます。

空港・ポートセールス対策監の横山でございます。

都市計画課長の米倉でございます。

美しい宮崎づくり推進室長の森でございます。

建築住宅課長の志賀でございます。

次に、3ページをごらんください。

営繕課長の宮里でございます。

設備室長の横山でございます。

高速道対策局次長の林でございます。

また、出先機関の幹部職員につきましては、3ページ中段以降をごらんください。

以上で、県土整備部幹部職員の紹介を終わります。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして御説明いたします。

まず、組織についてであります。委員会資料5ページの県土整備部行政組織表をごらんください。

本庁が1局12課2課内室、出先機関が14事務所の体制で、県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

枠で囲んであるところが昨年度からの変更箇所です。

都市計画課に「美しい宮崎づくり推進室」を設置し、全庁的な連携のもと、市町村・民間団体と一体となって美しい宮崎づくりを推進するため、万全の体制で取り組んでまいります。

※次ページに訂正発言あり

また、営繕課に「設備室」を設置し、庁舎の保全工事における設備工事の増加や高度化・複雑化にしっかり対応してまいります。

なお、県土整備部各課・局の分掌事務につきましては、資料の6ページから8ページにかけて記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、県土整備部の平成30年度当初予算について御説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

平成30年度県土整備部当初予算の概要でございます。

今年度の当初予算につきましては、右から2列目の太枠で囲んでおりますC欄をごらんください。

一般会計で、下から5段目ではありますが、695億5,409万3,000円、特別会計で、下から2段目ではありますが、18億8,826万5,000円、部予算合計では、一番下の段ではありますが、714億4,235万8,000円となっております、この額を昨年度の当初予算と比較しますと、その右の欄ですが、部予算合計で対前年度比100.4%となっております。

続きまして、14ページをお開きください。

当初予算に係る事業などの宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクションプランに関連する事業を16ページにかけて示しております。

また、資料の17ページ以降に、平成30年度の主な改善・重点事業につきまして、「美しい宮崎の道」愛護活動推進事業などの概要を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

失礼いたしました。国道265号の規制の説明の中で、斜面上部に不安定な土砂がまだ残っているため、安全面を考え、午前5時から、先ほど午前8時と言ったようでございますけれども、

午後8時の間違いでございます。訂正させていただきます。

最後に、その他報告事項でございますが、えびの高原（硫黄山）周辺の道路規制について、ほか2件について、担当課長から説明させます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○廣前道路保全課長 委員会資料の24ページをごらんください。

えびの高原（硫黄山）周辺の道路規制についてであります。

えびの高原（硫黄山）周辺の火口周辺警報（噴火警戒レベル3（入山規制））が発表されたことに伴い、県道の通行規制を行いましたので、御報告いたします。

25ページの地図とあわせてごらんください。

1の路線名にありますとおり、県道2路線の規制を行っております。

2の規制内容等でございますが、まず、県道1号小林えびの高原牧園線であります。

規制区間は、えびの高原の県道30号えびの高原小田線との交点から鹿児島県境までの約0.3キロであります。

これは、これまでの硫黄山における噴火警戒レベル2の火口周辺警報により、料金所跡から県道30号えびの高原小田線との交点までの13キロメートル、地図に青色で示しております区間を通行どめとしておりましたが、今回の警報発表を受けまして、鹿児島県境までの0.3キロの区間について、延伸を行ったものであります。

なお、鹿児島県境側につきましても、県境から霧島市牧園町の新床展望台までの区間が通行どめとなっております。

次に、県道30号えびの高原小田線です。

地図の左側、赤色の線で示しておりますが、

規制区間は、えびの高原の県道1号小林えびの高原牧園線との交点から、えびの市大字末永の白鳥温泉上湯までの約7.4キロであります。

3の規制開始日時ですが、4月19日、午後3時55分の警報発表を受けまして、いずれの路線も、同日の午後4時10分から規制を開始いたしました。

なお、4のその他に記載しておりますとおり、白鳥温泉上湯までは通行可能となっております。

今後とも、火山活動の動向に注視していくとともに、道路利用者の方々に対して、速やかに情報提供を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、委員会資料の26ページをごらんください。

国道448号串間市大字市木の災害関連事業の採択についてであります。

まず、1の概況ですが、国道448号の串間市大字市木・藤地区におきましては、大雨による地すべりが発生し、平成29年6月22日から全面通行どめとしております。

この区間につきましては、経済性や施工性、将来の維持管理の観点などを踏まえ、復旧工法について検討してまいりましたが、平成30年3月29日に、国において、被災箇所及び隣接する地質の悪い箇所を迂回し、経済的で安全性の高い、トンネルを含むバイパスにより復旧する災害関連事業が採択されました。

次に、2の事業内容についてであります。

(1)事業名から(4)事業箇所については、記載のとおりであります。

(5)主な工種につきましては、全体延長が1,140メートル、車道幅員は5.5メートル、全体幅員が7メートルとなっております。このうちトンネル延長が880メートルで、一般の道路改

良部が260メートルであります。

(6)の事業期間ですが、平成30年度から平成32年度までの3カ年、(7)の事業費は約32億円であります。

平面図をごらんください。

図の左側が串間市街方面、右側が日南市方面であります。

図面中央の茶色で着色している部分が地すべりの箇所、それに隣接して緑の線で囲んでおりますが、地すべりなど災害の可能性のある地質の悪い箇所となります。

これらを迂回するため、現道より内陸側に、図面では上側になりますけれども、トンネルを含むバイパスを整備する計画であります。

次に、3の今後の予定についてであります。

今後は、用地買収と並行して、工事発注に向けた設計書の作成などの事務手続を進めてまいります。

トンネル工事につきましては、一日も早い復旧を図るため、串間側と日南側に分割し、両方から掘り進めることといたしております。

なお、発注は、平成30年度から平成32年度までの債務負担行為により実施したいと考えておりますが、このことにつきましては、改めまして6月議会の補正予算でお願いする予定であります。

今後とも、地元の皆様や関係機関の御理解と御協力を賜りながら、一日も早い完成に向けて全力で取り組んでまいります。

国道448号災害関連事業の採択については、以上であります。

○森美しい宮崎づくり推進室長 私のほうからは、屋外広告物に関する規制地域の見直しについて御説明いたします。

資料の27ページをお開きください。

まず、1の取り組みの概要であります。美しい宮崎づくり推進条例に基づき、県内全域で地域固有の景観を生かした魅力ある地域づくりを総合的かつ計画的に推進するため、美しい宮崎づくり推進計画を平成29年11月に策定いたしました。

この計画では、屋外広告物に関する施策も推進することとしていることから、県内全域で良好な景観が保全または創出されるよう、屋外広告物条例に基づく規制地域の見直しを行うものであります。

次に、2の見直しの内容であります。屋外広告物につきましては、宮崎市の区域は宮崎市が、それ以外の区域については県が、それぞれ屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を制定し、規制を行っております。

資料の中ほどの図面、左側の「現行」と記載している図面をごらんください。

木城町、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町、西米良村、諸塚村、椎葉村の7町村のうち、白色で表示している区域につきましては、これまで屋外広告物条例に基づく規制を行っておりませんでした。

これは、平成16年まで、屋外広告物法に、「市及び人口5,000人以上の市街的町村の区域において、広告物の設置を制限することができる」との規定があったことから、9つの市と、都市計画区域を有する10の町において、規制を行ってきたことによるものであります。

現在、この規定が削除されていることや、美しい宮崎づくり推進条例に基づく施策を推進する観点から、今回、右側の「変更後」に示しておりますとおり、他の地域で同様の土地利用がなされている区域と同様に、第1種規制地域に指定するものであります。

ここで、屋外広告物条例に基づく規制の概要について御説明いたします。

資料の28ページ、右肩に「参考」と記載されているページでございますが、これをごらんください。

①にありますとおり、屋外広告物につきましては、大きく分けまして、禁止地域と規制地域の2種類の地域を設定し、規制を行っております。

まず、アの禁止地域は、自然公園の特別地域などの豊かな自然景観や、住居専用地域などの快適な生活環境を保持するため、原則として広告物の表示を禁止し、良好な景観を守っていく地域であります。

次に、イの規制地域は、経済活動等を考慮して、許可により健全な景観を誘導していく地域であり、原則として屋外広告物を表示するには許可が必要となっております。

禁止地域と規制地域には、資料の中ほどに記載してありますとおり、それぞれ、第1種から第3種までがあり、それぞれの地域の状況に応じて、表示できる広告物の種類や面積が制限されています。

今回、新たに規制地域に指定する区域につきましては、土地の利用状況や、既に規制を行っている地域の状況なども踏まえ、規制地域の中では最も厳しい第1種規制地域に指定することとしております。

次に、②の経過措置であります。

新たに規制地域となることで、許可を要するものとなった広告物のうち、基準に適合しないものについては、変更または改造する必要があります。

しかしながら、規制開始後、直ちに変更または改造することは、現実的に難しいことから、

鉄骨づくりなど、堅固な広告物であれば7年間、その他の広告物については、1年間は、従来どおり表示できるよう猶予期間を設けることとしております。

資料の27ページにお戻りください。

3の今後の予定であります。まず、5月に規制地域の区域を規定しております屋外広告物条例施行規則の改正を行います。

その後、半年間の周知期間を設けまして、県民、事業者への周知を行った後、11月から、県内全域で、屋外広告物条例に基づく規制を開始いたしまして、景観と調和した屋外広告物の表示による良好な景観の保全・創出に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○**後藤委員長** 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○**黒木委員** 先ほど説明がありました国道265号の災害ですけれども、最近大雨が降らなくても、あちこちで土砂災害が起こっておりますが、その原因といったものをどういうふうに考えていますか。

それから、265号については、土日なんかにもかなり迅速に対応していただいております。ちょうど椎葉村の行事があったんですけれども、そこに行った際も、非常に早いということで大変感謝をしておりますので、お伝えしたいと思います。

○**廣前道路保全課長** 斜面の崩壊の原因につきましては、さまざまな要因が考えられるところなんですけれども、この265号の崩壊箇所につきましては、もともと道路改良をしてから約50年が経過しております。そういったことで、当時の切り土、山を切って道路をつくったわけですけれども、そこが長期にわたっての風雨ある

いは雪とか気温の変化等で風化をして、そのことが引き金になって崩壊したものと考えております。

黒木委員のほうにちょっとお褒めいただいて、本当に恐縮なところなんです。復旧に向けて全面通行動めをしておいた関係で、片側を何とか早くということで、現場は24時間態勢で施工をさせていただきました。

ただ、夜間の施工ということで、危険性が考えられるということもあり、国土交通省のほうにお願いをいたしまして、夜間の照明車という明るく照らす車両をお借りしまして、それを使いながら施工したところであります。

なお、本復旧についても、まだまだこの先が長うございますが、一日も早く完全に復旧していきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○**中野委員** 25ページの図面の半径2キロ、これは1キロだから、2キロとしているのをまたみんなに配り直してください。

○**廣前道路保全課長** この半径の図面が、おおむね2キロでは書いておるんですけれども、少し、我々で直接つくった関係で、円が正円になっておりません。そこがちょっと反省すべき点で、それをきちっと正円に直して、またお配りをしたいと思います。申しわけございませんでした。

○**中野委員** おおむねじゃないよ。全く1キロの範囲内よ、これは。

○**廣前道路保全課長** 確認をさせていただきまして、修正をさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

○**後藤委員長** よろしいですね。

それでは、以上をもちまして県土整備部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元の配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には、適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこと、とするものであります。

(9)のマスコミ取材についてであります。

取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は、採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日、回答する旨等の約束はしないということでありまして。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。

4点目であります。調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次に、4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認をお願いいたします。

その他の事項につきましても、目を通していただけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等につきまして、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元に配

付の資料のとおりであります。

活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、調査の実施状況と、県内調査調査先候補を配付いたしております。

調査先等につきましては、御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

また、県外調査につきましても、御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時51分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

県内及び県外調査の日程、調査先につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ほかに何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午前11時52分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 後 藤 哲 朗